

宇美町スポーツ少年団指導者協議会規約

(総 則)

第1条 この規約は、宇美町スポーツ少年団規約第29条に基づき、宇美町スポーツ少年団指導者協議会（以下「協議会」という。）に関することを定める。

(目 的)

第2条 この協議会は、スポーツ少年団の指導に関する事項を協議し、指導者の資質を高め、指導力の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の指導方針に関すること。
- (2) 指導者相互の研修、資質向上に関すること。
- (3) 指導者の交流と情報交換に関すること。
- (4) 町スポーツ少年団本部事業への協力と推進に関すること。
- (5) その他本会の目的に必要な事項。

(構 成)

第4条 この協議会は、次の者をもって組織する。

- (1) 宇美町スポーツ少年団指導者 各単位団より認定員1名
- (2) リーダー会（UL会）代表 若干名
- (3) 会長が必要と認めた者 5名以内

(役 員)

第5条 この協議会に第3条の事業を推進するために役員会を設置する。

- (1) 役員会は次の役員で構成する。
会長 1名 副会長 若干名 事務局長 1名 リーダー会代表 2名
- (2) 会長・副会長は、本部役員推薦のもと、協議会で承認し決定する。
- (3) 事務局長及び事務局員は、会長が委嘱する。
- (4) リーダー会代表は、リーダー会推薦のもと協議会で承認し決定する。
- (5) 協議会役員と本部役員を兼任することを妨げない。

(運 営)

第6条 この協議会は、次のことによつて会を運営する。

- (1) 会長は、協議会を招集し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長が不在の時はその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会の事務を遂行する。
- (4) リーダー会代表は、リーダー会と協議会の連絡調整を行う。

(任 期)

第7条 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。但し、任期途中で退会した役員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(規約の変更)

第8条 この規約は、宇美町スポーツ少年団理事会出席者の過半数の賛同を経て変更することが出来る。

(規約の準用)

第9条 この規約に定める事項の他、協議会の会務運営に関し必要な事項は宇美町スポーツ少年団規約を準用する。

附 則

協議会の規約は、平成18年5月25日より施行する。